

令和 8 年度

# 京都市伝統産業

## 設備改修等補助制度の御案内 (募集要領)

### 【募集期間】

令和 8 年 4 月 1 日 (水) ～ 5 月 2 9 日 (金)

京都市産業観光局  
クリエイティブ産業振興室

## 1 事業の目的

京都のみならず、日本の伝統文化を支えてきた、本市の伝統産業の継承及び発展を図ることを目的に、伝統産業製品等<sup>※1</sup>の製造に支障が生じることのないよう、伝統産業製品等又はその材料等<sup>※2</sup>の生産に従事する者が行う設備の改修等<sup>※3</sup>に補助金を交付します。

また、昨年度から引き続き、今後の需要増加を見据え、新規雇用や新商品開発等につながる設備の新設に対する補助も行います。

※1 伝統産業製品等…伝統的な技術及び技法を用いて製造された、日本の伝統的な文化及び生活様式に密接に結び付いている製品その他の物。

※2 材料等…伝統産業製品等を製造するうえで不可欠な材料及び器具類等の道具、部品。

※3 改修等…改修、更新又は新設。なお、それぞれの定義は以下のとおり。

改修：部分的な修理等で、既存の設備を継続して使用する場合

更新：既存の設備を廃棄し、代替品を新たに導入する場合

新設：全く新しい設備を導入する場合（増設の場合を含む）

## 2 対象者

京都市内に主たる事務所を有する中小企業者<sup>※4</sup>又は組合で下記の要件を全て満たす者

- (1) 本市が指定する伝統産業製品等（別紙1参照）を市内で製造する者又はこれらを製造するうえで不可欠な材料、道具等を市内で製造する者
- (2) 後継者が存在するなど、設備改修等後にも、一定の期間ものづくりに従事する者又は組合
- (3) 産地組合等<sup>※5</sup>の副申（推薦）がある者【中小企業者のみ】
- (4) 暴力団員等及び暴力団密接関係者ではない者

※4 中小企業者のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において飲食サービス業に分類される産業（京料理等）を除く。

※5 申請者が所属しうる産地組合等があるにも関わらず、これに所属していない場合、取引先事業者等の紹介により、同業種の産地組合等の副申が必要。なお、申請者が所属しうる組合等が存在しない場合には、取引先事業者が所属する他の産地組合等の副申を以て足りるものとする。

## 3 対象事業

1台につき30万円（税抜）以上の費用を要する設備の改修等。

京都市内に所在<sup>※6</sup>し、伝統産業製品等の製造工程に直接関わる設備であって、専ら伝統産業製品等の製造にのみ使用する設備を対象とします。また、補助対象設備は原則「1社1台」<sup>※7</sup>とします。

＜対象設備の例＞

西陣織・・・・・・・・織機、ダイレクトジャガード、綜紉、染色機、ボイラー  
 京友禅・・・・・・・・ボイラー、湯のし機  
 京焼・清水焼・・・・電気炉・電気釜、ボールミル、循環式粘土再生機、土練機  
 京仏具・京仏壇・・・・金属溶解炉、卓上型帯鋸盤、コンプレッサー  
 京菓子・・・・・・・・餡炊き窯、餡練機、蒸し器  
 清酒・・・・・・・・温水製造設備、上槽用乗壺（タンク）、低温循環型冷水装置

以下の事業は**対象外**となりますので御注意ください。

- (1) 令和9年3月31日までに全ての対象経費の支出が完了しない事業
- (2) 伝統産業製品の製造工程に直接関わらない設備の改修等

(対象外の例)

- ・ 消耗品（数年で交換が必要なもの）
- ・ クーラー等の空調設備、屋根や床の修理等作業場の改善
- ・ エレベーター、荷物の昇降機や運搬車両
- ・ 冷蔵庫、パソコン、汎用性の高いパソコンのソフト、コピー機
- ・ 製造後に関わる設備（商品包装の機械、保管用冷蔵庫及び倉庫、食器等の洗浄機、計量機、検針・検反機等）
- ・ 伝統産業製品の製造設備設置を伴わない単なる電気工事、排水工事等（高圧受電源装置、工業用排水装置、排気・排煙設備、配管設備等）

※6 対象となる設備は、京都市内で将来にわたり使用する設備に限ります。

※7 製造設備設置に伴い、当然に必要となる電気工事等は、一体とみなす場合がありますので、御相談ください。

#### 4 対象経費

補助対象事業を行うに当たり、必要と認められる設計、改修等の経費（設備を設置するための土地の取得及び賃借に要する費用、申請代行手数料等を除く。）が対象となります。

なお、設備のリースやレンタル費用については、対象外です

設備については、一般的な仕様による標準的なものとし、特別な仕様が必要である場合は、それを証明する申請を別途行ってください。

また、やむを得ない場合を除き、市内の事業者に発注するよう努めてください。

国庫補助を受けて事業を実施する場合は、事業経費から国庫補助金額を除いた額の3分の1又は2分の1以内の額（税抜）を対象経費とします。

## 5 補助内容

内容	補助率	補助上限	補助下限
設備の改修、更新及び新設	3分の1以内	200万円	10万円
新規雇用や新商品開発等 につながる設備の新設	2分の1以内		

(1,000円未満の端数切捨て)

## 6 交付申請

## (1) 募集期間

令和8年4月1日(水)～5月29日(金)午後5時

※ 郵送の場合は、5月29日(金)の消印有効。

※ 原則、補助対象事業に着手される前に申請いただくようお願いします。

## (2) 申請先

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室

(3) 必要書類<sup>※8</sup>

ア 交付申請書(第1号様式)

イ 事業予算書(第2号様式)

ウ 見積書及び見積明細書の写し

エ 関連する組合等からの副申書(第3号様式)<sup>※9</sup>オ 新設する対象設備の設置場所が分かる写真<sup>※10</sup>

カ 対象設備のパンフレット等(ある場合)

キ その他市長が特に必要と認め指示する書類

ク 事前着手届(第4号様式)<sup>※11</sup>

※8 一度提出された交付申請書等は返却できませんので、御了承ください。

※9 申請者が組合の場合は提出不要です。

※10 設備を新設される方のみ提出してください。

※11 申請後、補助金の交付決定通知前に、やむを得ず補助対象事業に着手する場合(当該年度内の事業に限る)に提出してください。ただし、現地調査及び審査の結果、申請された補助対象事業が不採択となった場合は、事業に要した経費を全額負担いただくことになります。

## (4) 申請方法

持参、郵送又は電子メール

ア 持参の場合

土曜、日曜、祝日を除く午前8時45分～午後5時までに京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室執務室までお持ちください。

※ 締切間近は大変混み合うため、早めにお持ちください。

イ 郵送の場合

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室 設備改修等補助制度 担当

## ウ 電子メールの場合

## (7) 送付先メールアドレス

densan@city.kyoto.lg.jp

## (4) 表記する件名 (タイトル)

【R 8 伝統産業設備改修等補助申請】 ○○○○ (事業者名)

(例) 【R 8 伝統産業設備改修等補助申請】 伝産の日株式会社

## (7) 注意点

- ・ 受付漏れ等を防ぐため、申請のメールを送付いただいた後、京都市クリエイティブ産業振興室 設備改修等補助制度 担当 (電話：075-222-3337) へ到達確認の電話をお願いいたします。
- ・ 「(3) 必要書類」のうち、「ウ 見積書及び見積明細書の写し」、「エ 関連する組合等からの副申書 (第3号様式)」はスキャンデータを送付してください。

## (5) 注意事項

提出書類に不備があった場合は再提出を依頼することがありますが、再提出を含めて募集期間内に行っていただく必要があります。期限経過後の不備補完・追加提出は一切認めませんので、早めに申請してください。

## 7 交付決定までの流れ

## (1) 現地調査

申請内容を基に、必要に応じて、市職員が現地調査を実施します。

## (2) 評価について

現地調査等の結果を基に総合的に勘案して評価を行います。

## (3) 交付決定の通知

採択の可否を文書にて通知します。

補助金は当該年度の予算の範囲内で交付します。そのため、補助申請総額が年度予算を超過する場合には、採択された場合でも、申請額満額での交付にならない場合があります。あらかじめ御了承ください。

## 8 交付決定後の流れ

## (1) 補助事業の完了の報告

補助事業者は補助事業終了後、速やかにア～カの書類を提出してください。提出方法は「6 交付申請 (4) 申請方法」と同じです。

ア 実績報告書 (第8号様式)

イ 事業決算書 (第9号様式)

ウ 請求書及び請求明細書の写し

エ 領収書又は振込明細の写し

オ 事業の完了を証明する写真 (改修の対象が複数ある場合はそれら全ての写真を提出すること。)

カ その他市長が必要と認め指示する書類

(2) 成果調査への回答

事業者は、補助金受給の次年度に実施される成果調査について、必ず回答してください。

(3) 補助事業内容の変更について※12

補助事業等の内容又は経費の配分を変更する場合は、次のア、イの提出が必要です。

ただし、①「補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの」及び②「総事業費のうち補助対象経費の変更が5分の1以内で、かつ補助金額の変更が5分の1以内の減額であるもの」及び③「経費配分の変更で、流用額が総事業費の5分の1以内であるもの」に該当する場合は、提出不要です。

ア 京都市伝統産業設備改修等補助制度変更承認申請書（第5号様式）

イ 変更後事業予算書（第6号様式）

※12 総事業費が増加した場合であっても、交付決定額は増額しません。

(4) 補助事業の中止又は廃止について

補助事業を中止又は廃止する場合は、中止・廃止承認申請書（第7号様式）の提出が必要です。

## 9 補助金の支払方法

補助金は実績報告書による事業完了報告確認後に指定口座に振り込みます。※13

※13 補助事業の着工までに「概算払請求書」（第10号様式）による概算払の請求があり、必要と判断した場合は、概算払を受けることができます。

## 10 検査の実施

この事業に係る予算執行の適正を期するために、必要があるときは、後日、職員による現地調査等を行うことがあります。

## 11 問合せ先

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室（担当：秋山、林）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3337（土、日、祝日を除く午前8時45分～午後5時30分）

FAX：075-222-3331

メール：[densan@city.kyoto.lg.jp](mailto:densan@city.kyoto.lg.jp)

## &lt;参考&gt;

**1 融資制度との連携**

本補助金の交付決定を受けた方は、「京都市関連認定制度資金」の融資を申し込むことができます。ただし、御利用に当たっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

**2 圧縮記帳について**

本補助金は、法人税法第42条第1項に定める圧縮記帳の対象となります。

**3 償却資産（固定資産税）の申告義務について**

事業の用に供される償却資産を所有されている方は、当該資産の状況を申告することが義務付けられています（地方税法第383条）。正当な理由なく申告されなかった場合には、過料が科される場合がありますので御注意ください。

また、本市では、法律の定めるところにより、償却資産の調査を実施し、申告書類や決算書類の開示または写しの提出を求める場合があります。調査の結果、誤りや申告内容の修正があった場合には、最大4年度分、過年度分に遡及して税額を変更することがあります。詳しくは「令和8年度固定資産税（償却資産）申告の手引き」を御参照ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000052941.html>